

令和8年度東海市空家改修等補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和8年度東海市空家改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空家の購入又は改修等をしようとする新婚世帯又は子育て世帯に対し補助金を交付することにより、空家の解消及び地域コミュニティの維持・活性化を図り、安心して住み続けられる住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 居住その他の使用がされていない戸建て住宅（以前より居住していた住宅で、改築等に伴う引越しにより使用されていないものを除く。）をいう。

(2) 新婚世帯

次のいずれにも該当する世帯をいう。

ア 婚姻の日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間にある夫婦で構成される世帯であること。

イ 第7条に規定する補助金の交付申請を行った日における夫婦の年齢がともに40歳未満の世帯であること。

(3) 子育て世帯 義務教育を終了する年度の末日までの間にある子を有する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象空家の所有者又は買主若しくは借主であること。
- (2) 新婚世帯又は子育て世帯に属する者で自らが居住するものであること。
- (3) 次条に規定する補助対象空家が存する地区の町内会又は自治会に加入すること
(当該地区に町内会又は自治会が存在しない場合にあつては、当該地区の町内会又は自治会の発足後にこれに加入する意思があること。)
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象空家)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 過去に居住その他の使用に供された空家であること。
- (2) 次条第1号に掲げる事業により補助金の交付を受ける場合、空家の売買契約が成立した年度の3月15日までに申請を行うこと。
- (3) 空家の賃借であつて、次条第2号又は第3号に掲げる事業により補助金の交付を受ける場合、賃借契約が成立した日から起算して1年以内であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けたものであること。
- (5) 地震に対する安全性が、次のいずれかにより確認できること。（改築する場合は除く。）
 - ア 昭和56年6月1日以降に着工された住宅であること。
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める耐震診断により構造の安全性が確認されている住宅であること。
- (6) 公共事業の実施による移転等に伴う補償金の対象でないこと。
- (7) 居住の用に供し、補助金の交付を受けた日から10年以上使用する見込みであること。
- (8) この要綱に基づく補助金、令和8年度東海市三世代同居等住宅補助金（省エネ改修に対するものを除く。）交付要綱（令和8年東海市告示第 号）又は前年度

以前にこれらの要綱に相当する要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象空家の購入
- (2) 補助対象空家の増築（居住の用に供するものに限る。）又は改築
- (3) 補助対象空家の改修のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
 - イ 給排水、電気又はガス設備の改修
 - ウ 屋根又は外壁等の外装の改修
 - エ 壁紙の張替え等の内装の改修
 - オ その他市長が認める改修

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要した費用に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、限度額を50万円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 第5条第1号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助対象空家での居住を開始した日から令和9年3月15日までに、補助金交付申請書兼完了届に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 第5条第2号又は第3号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して、令和8年4月15日から令和9年1月15日までの間に市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において補助金の交付額（第12条に規定する補助金の額の確定前は第9条の規定により内定した額とする。）の合計額が予算の範囲を超えたときは、市長は申請を受理しないことができる。

(補助金の変更申請)

第8条 申請者は、前条第2項の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変

更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第9条 市長は、第7条第2項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 前条の規定による通知を受けた者が事業を中止しようとする場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第11条 申請者は、補助対象事業完了の日から起算して7日を経過した日又は令和9年3月15日までのいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、第7条第1項の申請書兼完了届又は前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないとする事由が生じたとき。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。